

27 監 第 49 号
平成27年12月1日

二本松市長 新 野 洋 様

二本松市監査委員 二階堂公治

二本松市監査委員 斎藤 賢一

定期監査結果報告について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成27年度の定期監査を別紙のとおり行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告書を提出いたします。

27 監 第 49 号
平成27年12月1日

二本松市議会議長 野地 久夫 様

二本松市監査委員 二階堂公治

二本松市監査委員 斎藤 賢一

定期監査結果報告について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成27年度の定期監査を別紙のとおり行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告書を提出いたします。

平成 27 年度定期監査結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 4 項に基づく監査
- 2 監査の対象 安達・岩代・東和支所
地域振興課（所管住民センター含む）・産業建設課
- 3 監査の期間 東和支所 平成 27 年 10 月 27 日から 11 月 10 日
岩代支所 平成 27 年 10 月 27 日から 11 月 17 日
安達支所 平成 27 年 10 月 27 日から 11 月 20 日
- 4 監査実施日 東和支所 平成 27 年 11 月 10 日
岩代支所 平成 27 年 11 月 17 日
安達支所 平成 27 年 11 月 20 日
- 5 監査の範囲 平成 27 年 4 月 1 日から 9 月 30 日の執行分
- 6 監査の方法 支所長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概要について説明を受けるとともに、必要に応じて質問及び実査を行った。
- 7 監査の結果 事務の執行が適法、適正、かつ効率的におこなわれているかどうかという観点から監査を実施した結果、別紙のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。
なお、事務処理上改善、留意すべき点で軽微なものについては、口頭で改善を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 道路修繕について

施工状況写真が不備なもの、工区分けが明瞭でないもの、予算管理に疑義が残るものがあった。